

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第4回）

議 事 次 第

令和6年6月25日（火）
書 面 開 催

（議事次第）

1. eTAX を活用した収納の対象となる公金の範囲の詳細について
2. 「共通納税機関コード」「納付情報ファイル」「入金口座」の設定数について

（配付資料）

- 資料1 地方公共団体の公金収納に関するeTAXの活用について
資料2 整理案に対する意見及びその回答について

地方公共団体の公金収納に係る eLTAXの活用について

総務省自治行政局行政課

eLTAXを活用した収納の対象となる公金の範囲の詳細について

- eLTAXを活用した公金収納の対象となる公金の範囲の詳細について、地方公共団体からの意見等を踏まえ、以下のとおり整理することとする。

現在の整理（令和5年10月に関係府省庁連絡会議で実施方針を決定）

- ◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村）においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの
 - ・ 普通会計に属する全ての公金
 - ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料

整理案

- 「公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料」について、**加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金**についても、eLTAXを活用した公金収納の対象として差し支えないこととする。

整理後

- ◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村）においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの
 - ・ 普通会計に属する全ての公金
 - ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料（**加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金**を含む。）

「共通納税機関コード」「納付情報ファイル」「入金口座」の設定数について

- 「共通納税機関コード」「納付情報ファイル」「入金口座」の設定数について、地方公共団体からの意見等を踏まえ、以下のとおり整理することとする。

現在の整理（令和5年9月の実務検討会で提示）

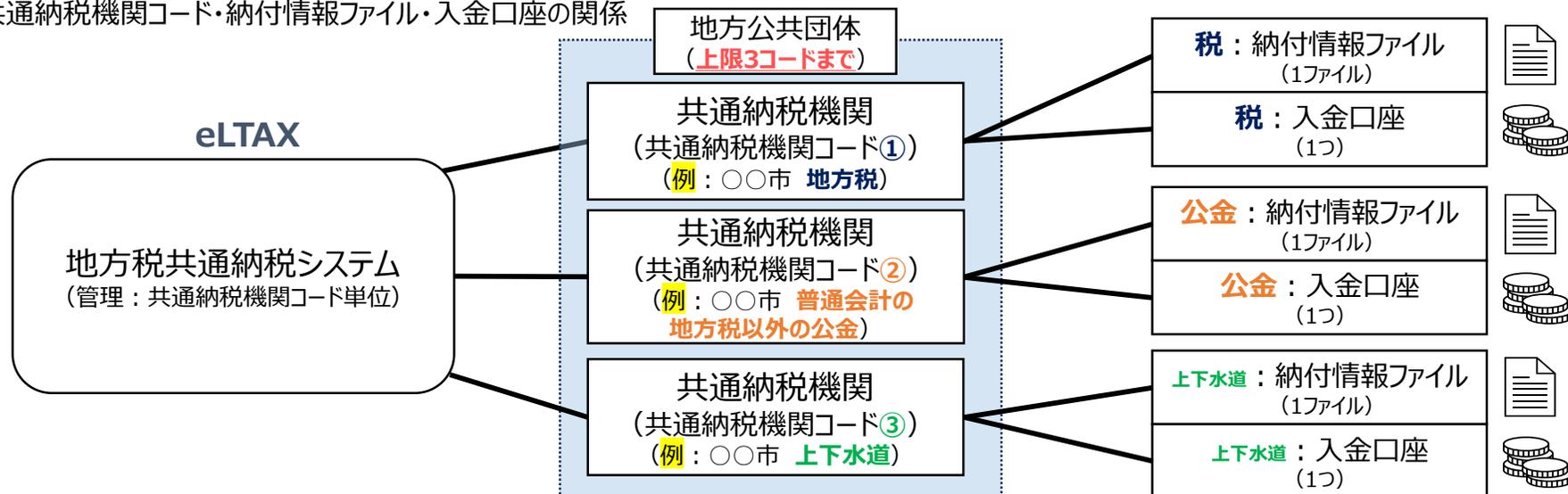
- ◆ 1団体につき、現行の地方税に係るものを含め、原則2つまで「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」を設定することを許容する。
- ◆ 具体的には、1団体に1つの共通納税機関コードの設定を基本とした上で、上下水道使用料を対象とする場合には、2つ目の共通納税機関コードを設定することを想定。

整理案

- 現行と同様に、**1 共通納税機関コード**に対し、**1 納付情報ファイル**、**1 入金口座** とする。
- 1団体につき、現行の地方税に係るものを含め、**原則上限3つまで**「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」を設定することを許容する。
- **3つの「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」の内訳は任意**とする。

※下記例においては、【①地方税、②普通会計の地方税以外の公金、③上下水道】と設定されているが、例えば、【①地方税・普通会計の地方税以外の公金、②上下水道】と設定することも可能。

■ 共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座の関係



- 資料 1 の整理案（①対象となる公金の範囲の詳細 及び ②「共通納税機関コード」「納付情報ファイル」「入金口座」の設定数）について、本実務検討会の構成員からの意見及びその回答は以下のとおり。

| 項目 | 意見 | 回答 |
|----|--|---|
| ② | 上下水道事業を行っていない団体においても3つまで設定可能なのか、あるいは「上限2つまで」になるのか。 | 上下水道事業を行っていない団体においても上限3つまで設定することが可能です。 |
| ② | 地方団体に2つ目、3つ目の共通納税機関コードを割り振る付番ルールについて、 (1) 2つ目、3つ目の共通納税機関コードは、地方公共団体コードと重複しないコードを割り振るのか。 (2) すでに複数のMPN収納機関番号を取得している団体において、追加取得している番号を共通納税機関コードとしても使用できるように配慮いただきたい。 (3) 地方公共団体コードをもとにする共通納税機関コードおよびMPN収納機関番号の間で混乱が生じないよう、当機構が発行済みのMPN収納機関番号を2つ目、3つ目の共通納税機関コードとして割り振ることのないよう配慮いただきたい。 | (1) ご認識のとおりです。 (2) すでに複数のMPN収納機関番号を取得している団体において、追加取得している番号を共通納税機関コードとしても使用できるようにする方向で検討を進めてまいります。 (3) MPN機構において発行済みのMPN収納機関番号を2つ目、3つ目の共通納税機関コードとして割り振ることのないようにする方向で検討を進めてまいります。 |
| ② | 共通納税機関コードを複数設定する場合、各地方団体の設定数及び内容の把握方法を明示していただきたい。 | ご意見を踏まえ、対応について検討してまいります。 |
| ② | 消込情報の分割及び取込について、想定されるパターンとして以下3方式が考えられるが、eLTAXのシステム上の制約で①が採用できないのであれば、基幹システムベンダーの観点としては、②を検討いただきたい。 ②または③については、対応費用を予算上考慮する必要があることを、地方公共団体に明示していただきたい。 【想定されるパターン】 ①「消込情報の分割」をeLTAX側で予め実施しておく （＝地方公共団体の要請に応じて分割して納付情報ファイルを提供する） ②「消込情報の分割」の方式を統一し、地方公共団体に示す ③地方公共団体で個々に方式を検討する（地方公共団体は、その方式について、各基幹システムベンダーへ見積提示を依頼） | ご意見を踏まえ、対応について検討してまいります。 |